

## 鎌倉都市計画地区計画の決定（鎌倉市決定）

都市計画小町二丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称	小町二丁目地区地区計画	
位置	鎌倉市小町二丁目地内	
面積	約 0.9 ha	
地区計画の目標	<p>鎌倉時代の政庁がおかれた地である宇都宮辻子幕府に位置し、民衆が暮らす中心地であった本地区を古都鎌倉に相応しい、うるおいのある低層住宅地として形成、保全し、住民が豊かに暮らすことのできるまちづくりを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、社寺等の歴史的遺産と一体となった低層低密で緑豊かな落ちついた雰囲気を持つ戸建て住宅を主体とした低層住宅地と位置付け、建築物の用途の規制、高さの制限等により閑静で良好な住環境の形成及び維持・保全を図る。</p> <p>また、地区内道路は、安全な車両の通行を確保するように維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>閑静なゆとりのある低層住宅地を形成するため、建築物の用途、容積率、建蔽率、最低敷地規模、高さ、形態及び緑化率について明確な規制誘導をする。</p>
	緑化の方針	<p>緑あふれ、潤いのある住環境を形成するため、敷地内においては緑化を図るよう努める。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。 ただし、地区計画の決定の告示日に、現に存する建築物並びに現に建築、大規模の修繕及び大規模の模様替の工事中の建築物（以下「従前建築物」という。）がこの規定に適合しない場合においては、この限りでない。 （１）戸建住宅、共同住宅及び長屋 （２）前号の建築物に附属するもの
		建築物の容積率の最高限度	120%
		建築物の建蔽率の最高限度	60%
		建築物の敷地面積の最低限度	165 m <sup>2</sup> ただし、地区計画の決定の告示日に、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないものについて、その全部を一の敷地として使用する場合にはこの限りでない。
		建築物の高さの最高限度	建築物の高さは8.2m、軒の高さは7.0mをそれぞれ超えないものとする。 ただし、地区計画の決定の告示日に、従前建築物がこの規定に適合しない場合においては、この限りでない。なお、建築、大規模の修繕及び大規模の模様替については次に掲げる範囲内とする。 （１）従前建築物の同一敷地であること。 （２）従前建築物の高さを超えないこと。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態 （１）階数は地階を除き2以下とする。 （２）屋外広告物等については、設置はしないものとする。
		建築物の緑化率の最低限度	20%

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙理由書のとおり